様式第17号(第16条関係)

弁明の機会付与公示通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 | | 行政手続法第31条にお  福岡県行政手続条例第  宇美町行政手続条例第 |
| いて準用する同法第15条第3項  29条において準用する同条例第15条第3項  30条において準用する同条例第16条第3項 | の規定により、下記のとおり公示する。 | |

　なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付する。

　　　　　　　年　　月　　日

(行政庁)　　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 不利益処分の名あて人とな  るべき者の氏名 |  |
| 不利益処分の名あて人とな  るべき者の住所 |  |
| 弁明書の提出先 |  |
| 弁明書の提出期限 |  |
| 聴聞に関する事務を所掌す  る組織の名称及び所在地 |  |
| 口頭による弁明の機会付与  の有無 |  |
| 口頭による弁明の機会付与  の場所 |  |

備考　この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があつたものとみなされます。